

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

都道府県献血推進計画について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において都道府県献血推進計画（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 10 条第 5 項）に係る提案があり、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定。以下「本対応方針」という。）が、別紙 1 のとおり閣議決定されたところです。

本対応方針において、都道府県献血推進計画については、「当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和 3 年度中に通知する。」とされました。

そのため、本対応方針に基づき、下記のとおりお知らせいたします。

記

都道府県献血推進計画は、保健医療関係の計画や防災関係の計画等の政策的に関連が深い他の計画等（以下「当該計画」という。）が、都道府県献血推進計画の記載事項を包含している場合は、当該計画と一体のものとして策定することも可能です。

一体的に策定する場合は、別紙 2 の記載例も参考としつつ、当該計画が都道府県献血推進計画を兼ねるものである旨を当該計画中に明示いただけますようお願いいたします。

また、都道府県献血推進計画は毎年度定めることとされているところ、前年度の計画から記載内容を変更する必要がないもの、他の計画等に記載がなされているもの等については、「前年度と同様」、「〇〇計画〇〇と同様」のように、記載の省略や簡素化が可能です。

【照会先】

厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課献血推進係 牛坊
電話：03-5253-1111（内 2908）

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

閣 議 決 定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(30) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭 31 法 160）

都道府県献血推進計画（10 条 5 項）については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とすること等について検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和 3 年度中に通知する。

都道府県献血推進計画と当該計画を一体として 策定する場合の記載例について

都道府県献血推進計画を、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定する場合は、以下の記載例も参考としつつ、当該計画が都道府県献血推進計画を兼ねるものである旨の明示をお願いいたします。

記載例

- この「〇〇計画」は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第 10 条第 5 項の規定に基づいて策定する「都道府県献血推進計画」を包含するものです。
- 本計画の第〇章第△節は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第 10 条第 5 項に規定する「都道府県における献血の推進に関する計画」として位置付けられます。